

令和7年第1回土幌町議会臨時会

1 議事日程第1号

1月24日（金曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

日程番号3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号6 議案第1号 令和6年度土幌町一般会計補正予算（第11号）

2 出席議員（12名）

1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉

6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵

10番 成田 哲也 11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 高木 康弘 代表監査委員 寺田 和也

教育長 土屋 仁志

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典

地域戦略課長 小野寺 務 保健福祉課長 佐藤 慶岩

産業振興課長 郷原 敏宏 建設課長 上山 英樹

道路維持担当課長 若原 裕

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長 川岸 滋一 給食センター長 加納 正信

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河口議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、令和7年第1回土幌町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、曾我弘美議員及び12番、秋間紘一議員を指名します。
2	河口議長	日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (な し) 異議なしと認めます。 会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりです。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 これで諸般の報告を終わります。
3	西 野 総務課長	日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 令和6年度土幌町一般会計補正予算[第9号]について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年12月18日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 1枚おめくりいただき、1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億9,696万2,000円に改めたものでございます。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。4款1項5目上水道費では、国の経済対策への対応として措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内における水道使用料の基本料金3か月減免を実施するために必要な費用とし

		て、18 節負担金補助及び交付金に簡水事業会計への補助金 900 万円、並びに自家水等利用者への支援金 2 万 6,000 円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金 902 万 6,000 円を充当するものでございます。 なお、今回の減免の実施内容につきまして、説明資料の 2 ページに、その内容について掲載しておりますので、ご参照願います。 次に、10 款 5 項 4 目総合研修センター管理費では、総合研修センターふれあいホールに設置のプロジェクター機器の故障に伴い、当該機器の更新費用として、12 節委託料に総合研修センタープロジェクター設置委託料 300 万円を追加するものでございます。 次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページをご覧願います。一般財源のみ、ご説明いたします。4 ページの上から 2 つ目、19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に 300 万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから承認第 1 号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。
4		日程第 4、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。
	上山建設課長	建設課長、上山よりご説明申し上げます。承認第 2 号令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計補正予算[第 3 号]について地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 12 月 18 日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 1 枚おめくりいただき 1 ページを御覧願います。第 1 条、令和 6 年度士幌町簡易水道事業会計補正予算[第 3 号]は次に定めるところでございます。第 2 条、予算第 9 条に定めておりました他会計からの補助金 4,274 万 8,000 円を 5,174 万 8,000 円に改めるものであります。 それでは補正予算説明書に基づき収益的収入についてご説明させていただきます。3 ページをお開き下さい。1 款 1 項 1 目給水収益では、物価高騰対策として水道使用量基本料金 3 か月分を減免に伴い 900 万円の減額。2 項 1 目では、他会計補助金として一般会計からの物価高騰対

5		策繰入金として同額の 900 万円を追加計上するものでございます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから承認第 2 号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。
		日程第 5、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。
	西 野 総務課長	総務課長、西野よりご説明申し上げます。 令和 6 年度土幌町一般会計補正予算[第 10 号]について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 14 日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
		1 枚おめくりいただき、1 ページを御覧願います。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 115 億 9,757 万 3,000 円に改めたものでございます。
		それでは、歳出からご説明いたしますので、5 ページをお開き願います。10 款 3 項 2 目教育振興費において、中学校部活動の全国大会出場に係る助成額に不足が生じるため、18 節負担金補助及び交付金に全国・全道競技大会参加助成金 61 万 1,000 円を追加するものでございます。
		次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページを御覧願います。19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に 61 万 1,000 円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから承認第 3 号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。

6	西 野 総務課長	よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第6、議案第1号「令和6年度士幌町一般会計補正予算[11号]」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第1号 令和6年度士幌町一般会計補正予算[第11号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,023万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億7,780万3,000円に改めようとするものです。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費では、国の経済対策への対応として措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得世帯に対する経済的支援を実施するための事務費として、10節需用費に消耗品費と印刷製本費を合わせて13万1,000円、11節役務費に郵便料等合わせて50万5,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金には、町内の社会福祉施設等を対象に規模に応じた支援金を支給する社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金146万5,000円のほか、国の給付事業に該当しない住民税均等割のみ課税世帯を対象とした士幌町住民税均等割のみ課税世帯支援給付金450万円、並びに国の給付事業実施に伴う住民税非課税世帯を対象とした士幌町住民税非課税世帯支援給付金2,220万円を追加するもので、特定財源として重点支援地方交付金2,871万4,000円を充当するものでございます。 次に、2項5目子育て支援推進費では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な負担軽減策実施に伴う事務費として、10節需用費の印刷製本費に3万3,000円、11節役務費の郵便料に20万5,000円を追加し、12節委託料には、対象の子育て世帯への商品券支給に係る子育て世帯支援商品券事業委託料849万3,000円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金840万円を充当するものでございます。 次に、7款1項1目商工振興費では、物価高騰の影響を受ける町民の経済的な負担軽減策実施に伴う事務費として、10節需用費の印刷製本費に3万9,000円、6ページに移りまして、11節役務費の郵便料に127万4,000円、12節委託料に郵便物仕分け梱包業務委託料28万円を追加するとともに、町内の対象世帯への商品券支給に係る物価高騰対策商品券事業委託料1,012万円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金599万4,000円を充当するものでございます。 次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、道路維持管理作業に係る車両の修繕費用として、10節需用費の修繕料に250万円を追加するほか、除雪費用の不足に伴い、13節使用料及び賃借料に重機借上料2,800万円を追加するものでございます。 次に、10款6項3目学校給食センター管理費では、学校給食センター
---	-------------	--

河口議長
佐藤保健
福祉課長

内の床下に敷設されるガス配管の劣化に伴う更新費用として、14 節工事請負費に、学校給食センター床下配管更新工事 48 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページをお開き願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。4 ページの上から 2 つ目、19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に、3,712 万 2,000 円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、今回補正予算に計上しました事業のうち、国の重点支援地方交付金を活用する物価高騰対策につきまして、説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 1 ページをお開き願います。専決処分をさせていただきました事業を含め、1 の一般世帯、2 の社会福祉施設対象分を合わせまして、総事業費は 5,827 万 1,000 円となり、本町に交付される重点支援地方交付金 5,213 万 4,000 円を充当したところでございます。

なお、記載の個別事業につきまして、説明資料の 3 ページ以降に掲載しております資料により、保健福祉課長、並びに産業振興課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

保健福祉課長。

説明資料 3 ページから 5 ページにかけまして保健福祉課長、佐藤からご説明申し上げます。

はじめに、説明資料 3 ページをお開き願います。令和 6 年度士幌町住民税非課税世帯支援給付金（国事業）でございしますが、エネルギー・食料品価格などの物価高騰に直面する低所得者世帯に対し給付金を交付し、経済的な負担軽減を図るものでございます。支給の対象者は令和 6 年 12 月 13 日時点で士幌町に住民票があり、世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税である世帯でございます。支給額は 1 世帯当たり 3 万円で、子育て世帯には児童 1 人当たり 2 万円の児童加算がございします。想定世帯数は、700 世帯、加算児童は 60 人の見込み、予算計上額は事業費で 2,220 万 2,000 円、事務費で 54 万 9,000 円を計上するものでございます。

続きまして、同じく、3 ページの下段を御覧ください。こちらは、令和 6 年度士幌町住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（町単独事業）でございしますが、上記の国事業に準ずる低所得世帯に給付金を支給することで、経済的な負担軽減を図るものでございます。支給対象者は、令和 6 年度分個人住民税非課税世帯以外の世帯であって個人住民税所得割が課せられていない方のみで構成されている世帯でございます。支給額は 1 世帯当たり 3 万円で、こちらは児童加算はございません。想定世帯

	数は 150 世帯と見込み、予算計上額は事業費で 450 万円、事務費で 8 万 7,000 円を計上するものでございます。 続きまして、4 ページに移りまして、令和 6 年度土幌町社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援金（町単独事業）は、物価高騰の影響により、電気代の負担が増加しております社会福祉施設などに対しまして支援金を給付することで事業運営を支援するものでございます。この事業につきましては、令和 5 年 6 月と 12 月の定例会におきまして補正予算をご可決いただきまして実施した内容と同様の基準、事業費で実施していきたいと考えております。基準日、予算計上額につきましては記載のとおりでございます。 続きまして、5 ページに移りまして、土幌町物価高騰子育て世帯支援事業（町単独事業）は、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を目的として、18 歳以下の子供を養育する保護者を対象に、町内で使用できる商品券を配布するものでございます。支給対象児童は平成 18 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日までに生まれた児童で、支給額につきましては対象児童 1 人につき 1 万円分の町内で使用できる商品券といたします。支給日は 2 月中旬頃を予定し、想定されます児童数は 840 人と見込んでいますところでございます。こちらの事業も令和 5 年 12 月に同様の事業を行っております。予算計上額につきましては記載のとおりで、事業費合計は 873 万 1,000 円でございます。 以上で私からの説明を終わります。
河口議長 郷原産業 振興課長	産業振興課長。 産業振興課長、郷原からご説明をいたします。 資料の 6 ページを御覧ください。物価高騰対策商品券事業であります。エネルギー・食料品価格などの物価高の影響を大きく受けている町民の経済的負担を軽減するため「生活応援商品券」を郵送し、町内事業者の利用促進と経済活性化を図ることを目的といたしております。実施概要といたしましては、発行総額 1,000 万円を見積り、対象者は令和 7 年 1 月 31 日において本町の住民基本台帳に記録され、平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた 19 歳以上の方でございます。配布金額と方法は、1 人につき 2,000 円、対象者分の商品券を世帯主に郵送いたします。利用方法、期間につきましては記載のとおりであります。令和 7 年 4 月 30 日まで利用可能といたしております。補正予算には委託料として 1,040 万円、ほか印刷製本費、通信費をそれぞれ計上いたしております。その他 18 歳以下の町民児童につきましては前段の保健福祉課が実施する子育て世帯支援事業にて別途支給配布となります。 以上で説明を終わります。
河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 （ な し ）
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います

		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本臨時会に付議された日程は全て終了しました。 令和7年第1回土幌町議会臨時会を閉会します。
		(午前10時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員